

後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ
(福岡県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ)

後期高齢者医療制度の保険料の改正についてお知らせします

平成21年中の所得に基づき、平成22年度の年間保険料額を決定します。被保険者(加入者)の皆さまには、7月中旬に送付する、後期高齢者医療保険料額決定通知書でお知らせします。

保険料率の改正

後期高齢者医療制度の保険料率は2年に一度改正することとされており、制度開始以来、初めての保険料率の改正を行いました。その結果、平成22年度及び平成23年度の所得割率と均等割額は以下のとおりとなります。



	平成22・23年度	平成20・21年度	増減
均等割額	52,213円	50,935円	1,278円増
所得割率	9.87%	9.24%	0.63%増
賦課限度額	50万円	50万円	増減なし

保険料額の算出方法

保険料は被保険者ごとに計算されます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等※に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。保険料の詳細は、7月に送付予定の「平成22年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載しますので、ご確認ください。



保険料
 一人あたりの年間保険料

=

均等割
 加入者全員が等しく負担

+

所得割
 所得に応じて負担

県広域連合で決められた平成22、23年度均等割額 **52,213円**
 所得割額計算式 (総所得金額等※ - 33万円) × 9.87%

※総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

平成22年度の保険料軽減措置

4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などは、その時点)の所得の状況等に応じて保険料の軽減措置が行われます。軽減の内容は以下のとおりです。



●均等割額の軽減額

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額(注①)
9割軽減	5,221円	33万円(基礎控除額)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がないこと
8.5割軽減(注②)	7,831円	33万円(基礎控除額)以下
5割軽減	26,106円	33万円(基礎控除額) + 24万5千円 × 被保険者(世帯主を除く)の数以下
2割軽減	41,770円	33万円(基礎控除額) + 35万円 × 被保険者の数以下

注①「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

注② 原則は「7割軽減」ですが、平成22年度も特別措置により「8.5割軽減」に拡充されます。

●所得割の軽減

5割軽減	総所得金額等から基礎控除額(33万円)を引いた額が58万円以下の人(公的年金収入のみの場合、211万円以下の人)
------	--

●後期高齢者医療制度に加入する前日までに、被用者保険(国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません)の被扶養者であった人の特例

均等割額が9割軽減されます(所得割額は、かかりません)

後期高齢者医療被保険者証(保険証)が更新されます

現在の保険証の有効期限は今年の7月31日までです。8月1日から使える新しい保険証は、福岡県後期高齢者医療被保険者証から7月下旬に、原則として郵送されます。



福岡県後期高齢者医療被保険者証

福岡県後期高齢者医療被保険者証

福岡県後期高齢者医療被保険者証

来年の7月24日にアナログ放送終了!

地デジチューナー無償給付のお知らせ

総務省では、経済的理由などで地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を昨年度から引き続き行うことになりました。

●支援の対象となる世帯

対象世帯は、以下のような世帯の中でNHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護など公的扶助を受けている世帯
- ②障がい者のいる世帯で、その世帯全員が町民税非課税の場合
- ③社会福祉事業施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

●受けられる支援の内容は?

地上デジタル放送を受信するための「簡易チューナー」の無償給付、訪問設置を行います。アンテナなど改修が必要な場合にはその支援も行います。

●申込期間は?

本年4月末までに、受信料全額免除となった世帯については、5月下旬をめぐりに「NHK から申込書」が送付されます(ただし、昨年度支援申し込みを行った世帯を除きます)。

受付期間終了は、平成22年7月2日(消印有効)まで。

●ご注意ください

支援申込みには、NHKと受信契約を結び全額免除の適用を受けることが必要です。また、支援は現物給付です。

●地デジ詐欺被害にはご注意ください

地上デジタル放送受信装置の個別訪問などで、詐欺被害が多発しております。総務省では、受信者ご自身で支援の申込みされている以外での訪問・相談は行っておりませんのでご注意ください。

●申し込みなどに関するお問い合わせは

総務省 地上デジタルチューナー実施センターナビダイヤル **0570-033840**
 または **044-969-5425**
 受付時間: 平日9時~21時
 (平日以外は、9時~18時)
<http://www.chidejishien.jp>